

## 学校法人山内学園 香蘭女子短期大学ガバナンス・コード

香蘭女子短期大学は日本私立短期大学協会のガバナンス・コードを基に、下記のガバナンス・コードを定める。

### 第1章 経営の強化

短期大学の健全な成長と発展の基軸になるのは、「経営と教学の連携・協力体制の確立」、「中長期計画の策定」、「危機管理を含めたコンプライアンスの徹底」である。

第1章においては、上記目的の実現のため、今後の経営強化に必要な事項について明定する。

#### 1. 経営と教学の連携・協力

(1) 学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する短期大学の教育目的を明示する。

<確認項目>

- 1) 建学の精神を明示し、内外に周知している。
- 2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。

(2) 学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させなくてはならない。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という）を理事として選任する。

<推進項目>

- 1) 学長等を理事として選任している。
- 2) 学長等は、学校法人の基本方針、中長期計画、経営情報を十分理解し、教授会等を通じてこれらを積極的に周知し、共有するよう努めている。
- 3) 学校法人は、学校教育法における学長の職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備している。

#### 2. 中長期計画の策定と盛り込むべき内容

(1) 学校法人は、公教育を担う法人として安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行わなければならない。このため、原則として5年以上の中長期計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。

<確認項目>

- 1) 5年以上の中長期計画を策定している。
- 2) 中長期計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。
- 3) 中長期計画の策定及び進捗状況を確認する際には、法人役員から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。

(2) 中長期計画の内容については、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から長期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。また、単年度の事業計画・事業報告に的確に反映できるよう、整合性を持つ。

<確認項目>

1) 中長期計画には、事業報告書（法人の概要、事業の概要、財務の概要・監査報告書）に準じ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載している。

<推進項目>

2) 中長期計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から長期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。

### 3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方

(1) 学校法人は、法令遵守のための体制を整える。

<確認項目>

1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程が遵守される組織的体制を整備している。

2) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。

3) ハラスメント等の健全な短期大学を阻害する要因に対しては、学内外を問わず厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。

(2) 短期大学は、付託された社会的責任のもと、その使命に鑑み、自主性と公共性に配慮する。

<推進項目>

1) 学生、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員、文部科学省、日本私立大学振興・共済事業団等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性を担保している。

2) 地域貢献等を念頭に学校法人経営が進められる体制を確立している。

3) 短期大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針等、各種法令に基づいた運営ができる体制を確立している。

## 第2章 ガバナンス強化

短期大学は、我が国の高等教育の重要な一翼を担う自覚に立ち、設置者である学校法人の理事・監事・評議員もまた、当事者意識をもって法人運営に携わることが求められている。

そのため、理事・監事・評議員は、常に学校の歴史に培われた建学の精神を尊重し、それに照らした学校経営及び運営判断に努めなければならない。

第2章においては、理事・監事・評議員の三者がその役割を連携することによって実現されるガバナンス強化について明定する。

## 1. 理事会機能の充実

(1) 学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、各理事が適切に職務を遂行するために、適切な運営を行う。

### <確認項目>

- 1) 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。
- 2) 理事会は理事長が招集し、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。
- 3) 理事会において議決する重要事項を規則等で明示している。
- 4) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させ、説明する機会を設けている。

### <推進項目>

- 5) 理事会の開催数は、適切な時期・回数を設定している。
- 6) 理事の理事会への実出席率の向上に努めている。
- 7) 審議には必要な時間を十分に確保し、幅広い意見を取り入れられるよう努めている。
- 8) 理事長を補佐する理事として、必要に応じて常任理事を置き、役割を分担している。
- 9) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。

(2) 理事長は、寄附行為で定めるところにより学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。ガバナンスの基本は、権限と責任の一致にあり、理事を務める者は、その職責を理解し、これを分担し、また相応の義務を負う。

### <確認項目>

- 1) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- 2) 理事長の代理権限順位を明確に定めている。
- 3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。
- 4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解してい

る。

- 5) 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。

(3) 理事の選任は、私立学校法及び学校法人の寄附行為の定めるところによる。

<確認項目>

- 1) 寄附行為に基づき5人以上の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。
- 2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。
  - ① 当該学校法人の設置する私立学校の校長
  - ② 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - ③ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2つ以上兼務していない。
- 4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4つ以上兼務していない。
- 5) 理事及び監事には、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。
- 6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。
- 7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2名以上選任している。

(4) 学校法人は、理事会の機能強化のために、理事へ適切な情報提供や研修機会の提供などを行うことが求められる。特に外部理事は、組織運営体制へのチェックの機能を果たすとともに、その知見を適宜活用していくことが求められる。

<推進項目>

- 1) 理事長及び理事会執行担当者は、外部理事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行っている。
- 2) 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を周知している。

## 2. 監事機能の充実

(1) 監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の充実を図らねばならない。

<確認項目>

- 1) 監事は、業務及び財務状況を監査し、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表している。
- 2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解してい

る。

- 3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。
- 4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。

(2) 監事の選任は、私立学校法及び学校法人の寄附行為の定めるところによる。

<確認項目>

- 1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、理事会の合意に基づいている。
- 2) 理事長は、寄附行為に基づき評議員会の同意を得て監事を選任している。
- 3) 監事を2名以上置いている。
- 4) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4つ以上兼務していない。
- 5) 監事及び理事には、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。
- 6) 監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。

(3) 監事監査基準については、監事の職務機能である理事及び理事会並びに理事長等の業務執行者への牽制機能をより実効性あるものとするため、その基準を明確化し、周知する。

<推進項目>

- 1) 監事機能の強化のため、監事監査基準及び関連規則を策定している。
- 2) 重点監査項目を盛り込んだ具体的な監査計画を定め、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成している。

(4) 学校法人は、監事機能の実質化と監事の資質向上のために、三様監査の整備や監事への研修機会の提供と充実を図る。

<推進項目>

- 1) 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えている。
- 2) 内部監査委員会を設け、監事との連携体制を確立している。
- 3) 監事、独立監査人及び内部監査委員の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図っている。
- 4) 監事に対し、研修機会を提供している。

### 3. 評議員会機能の充実

(1) 評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。

<確認項目>

1) 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金及び重要な資産の処分に関する事項
- ④ 役員に対する報酬等の支給基準
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 合併
- ⑦ 解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

<推進項目>

- 2) 評議員の評議員会への実出席率の向上に努めている。
- 3) 評議員会は必要な時間を十分に確保し、幅広い意見を取り入れられるよう努めている。

(2) 評議員会は諮問機関ではあるが、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。

<確認項目>

1) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されている。

(3) 評議員の選任は、私立学校法及び学校法人の寄附行為の定めるところによる。

<確認項目>

- 1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。
  - ① 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - ② 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - ③ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 2) 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよ

う努めている。

- 3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の二倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。

### 第3章 教学ガバナンス強化

短期大学は「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を目的とすることが、学校教育法に定められており、地域社会の発展に寄与する存在でなくてはならない。

短期大学の責任者である学長は理事会によって任命されるものであり、当該学校法人の理念を理解し、また学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守し、教育の質を保証すると共に、学校法人全体の適切な経営の一助となる組織運営を行えるよう努めなくてはならない。

#### 1. 短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の強化

- (1) 短期大学は、法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。また、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。

<確認項目>

- 1) 学習成果を明示し、内外に周知している。
- 2) 卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者に関する受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。

- (2) 短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。

<確認項目>

- 1) 7年以内に1回認証評価を受審し、適格の評価を受けている。
- 2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- 3) 中長期計画の短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。

#### 2. 学長のリーダーシップと教員組織の強化

- (1) 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としてい

る。特に私立大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって短期大学の向上・充実に寄与する。

<確認項目>

- 1) 学長は、学校法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。
- 2) 学長は、建学の精神及び短期大学の教育目的を理解し、それに照らした運営に努めている。

<推進項目>

- 3) 学長は、学校法人の基本方針、中長期計画、経営情報を十分理解し、教授会等を通じてこれらを積極的に周知し、共有するよう努めている。

(2) 学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。短期大学の向上・充実のためには、状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。

<確認事項>

- 1) 短期大学には学長のほか、必要に応じて教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を置き、適切な運営体制である。
- 2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。
  - ① 学生の入学、卒業及び課程の修了
  - ② 学位の授与
  - ③ そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

### 3. 教職員の資質向上

(1) 短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、短期大学は、教職員の資質向上に努めなければならない。

<確認項目>

- 1) 教員に対してFD（ファカルティ・ディベロプメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。
- 2) 事務職員に対してSD（スタッフ・ディベロプメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。

## 第4章 情報公開の推進等

学校法人は、法人運営が適切かつ適法に行われていることの証しとして、情報公開を推

進し、ステークホルダーからの信頼を勝ち得るよう努めなければならない。

## 1. 情報公開と発信

- (1) 学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、それらを閲覧できるようにする。

### <確認事項>

1) 学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。

- ①財産目録
- ②貸借対照表
- ③収支計算書
- ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの）
- ⑤監事による監査報告書
- ⑥役員名簿
- ⑦寄附行為
- ⑧役員報酬の基準

2) 1) の情報については、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。

- (2) 短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報の公開を行う。

### <確認項目>

1) 短期大学は、下記の情報を公開している。

- ①短期大学の教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針、ii) 教育課程編成・実施の方針、iii) 入学者受入れの方針
- ②教育研究上の基本組織
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等
- ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- ⑧授業料、入学料その他短期大学が徴収する費用
- ⑨短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援

附則 ※ 本ガバナンス・コードは令和2年4月1日より制定施行する。

※ 本ガバナンス・コードは令和4年4月1日より改定施行する。

※ 本ガバナンス・コードは令和5年4月1日より改定施行する。

章	節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由
第1章 経営の安定性・継続性の確保	1.	経営と教学の連携・協力				
	(1)	学校法人は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として、設置する大学・短期大学の教育目的を明示する。	1) 建学の精神を明示し、内外に周知している。	○	学生便覧、ウェブ、大学案内等	
			2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知している。	○	学生便覧、ウェブ、大学案内等	
	(2)	学校法人は、経営と教学の円滑な連携を図り、教学の意見を経営に反映させる。そのため、学長又は教学を代表する者（以下、「学長等」という）を理事として選任する。	1) 学長等を理事として選任している。	○	役員名簿	
			2) 学長等は、学校法人の基本方針、中長期計画、経営情報を十分理解し、教授会等を通じてこれらを積極的に周知し、共有するよう努めている。	○	報告書 p91	
			3) 学校法人は、学校教育法における学長の職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備している。	○	学長選考規程、他各種規程	
	2.	中長期計画の策定と盛り込むべき内容				
	(1)	学校法人は、公教育を担う法人として安定した経営が求められることから、中長期的視点に立った計画的な経営を行わなければならない。このため、原則として5年以上の中長期計画を策定し、その実施にあたりチェック体制を整備する。	1) 5年以上の中長期計画を策定している。	○	山内学園中期計画	
			2) 中長期計画の策定及び進捗状況をチェックする組織が確立している。	○	常任理事会、教学マネジメント委員会	
			3) 中長期計画の策定及び進捗状況を確認する際には、法人役員から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えている。	○	理事会・評議員会	
(2)	中長期計画の内容については、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から長期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。また、単年度の事業計画・事業報告に的確に反映できるよう、整合性を持つ。	1) 中長期計画には、事業報告書（法人の概要、事業の概要、財務の概要・監査報告書）に準じ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載している。	○	山内学園中期計画		
		2) 中長期計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から長期的に取り組むべき内容を盛り込んでいる。	○	山内学園中期計画		
3.	危機管理を含めたコンプライアンスの在り方					

章	節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由
	(1)	学校法人は、法令遵守のための体制を整える。	1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織的体制を整備している。	○	理事会・評議員会・教授会等	
			2) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備している。	○	山内学園公益通報規程 学校法人山内学園ハラスメント防止規程（内外相談窓口あり）	
			3) ハラスメント等の健全な短期大学を阻害する要因に対しては、学内外を問わず厳正に対処するための諸規程及び体制を整備している。	○	学校法人山内学園ハラスメント防止規程	
	(2)	短期大学は、付託された社会的責任のもと、その使命に鑑み、自主性と公共性に配慮する。	1) 学生、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員、文部科学省、日本私立大学振興・共済事業団等のステークホルダーとの関係を保ち、公共性を担保している。	○	父母教職員懇談会や南区、JA福岡、岩田産業、はたなか等との連携、そして認証評価、外部評価を実施し公共性を担保している。	
			2) 地域貢献等を念頭に学校法人経営が進められる体制を確立している。	○	地域連携センター報告、報告書 p 63	
			3) 短期大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針等、各種法令に基づいた運営ができる体制を確立している。	○	報告書 p 63、p 66、HP（次世代育成支援推進法に基づく行動計画、女性活躍推進法に基づく行動計画）、香蘭女子短期大学障がいのある学生への支援に関する基本方針、同支援規程）	
第2章 ガバナンス 教化	1. 理事会機能の充実					
	(1)	学校法人全体の運営に、すべての理事が責任をもって参画し、	1) 理事会は、学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督している。	○	理事会議事録	
			2) 理事会は理事長が招集し、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営している。	○	理事会開催通知	
			3) 理事会において議決する重要事項を規則等で明示している。	○	学校法人山内学園寄附行為	
			4) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させ、説明する機会を設けている。	○	業務執行者（理事）又は代理による報告、及び業務執行者を理事会に出席させる（理事会議事録）	

章	節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由
		各理事が適切に職務を遂行するために、適切な運営を行う。	5) 理事会の開催数は、適切な時期・回数を設定している。	○	学校法人山内学園寄附行為施行細則	
	6) 理事の理事会への実出席率の向上に努めている。		○	『理事に対して理事会の重要性を説明するとともに、年間の定例理事会の日程を前年度末までに決定し、出席を依頼している。』		
	7) 審議には必要な時間を十分に確保し、幅広い意見を取り入れられるよう努めている。		○	理事会議事録		
	8) 理事長を補佐する理事として、必要に応じて常任理事を置き、役割を分担している。		○	学校法人山内学園寄附行為		
	9) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えている。		○	理事会議事録		
	(2)	理事長は、寄附行為で定めるところにより学校法人を代表し、学校法人の業務を総理する。ガバナンスの基本は、権限と責任の一致にあり、理事を務める者は、その職責を理解し、これを分担し、また相応の義務を負う。	1) 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。	○	報告書 p 88	
			2) 理事長の代理権限順位を明確に定めている。	○	学校法人山内学園寄附行為・理事会議事録	
			3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行っている。	○	理事会議事録	
			4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解している。	○	理事会議事録	
			5) 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っている。	○	理事会議事録	
			1) 寄附行為に基づき5人以上の理事を置いている。また欠員が出た場合は速やかに補充している。	○	学校法人山内学園寄附行為・役員名簿	
			2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①当該学校法人の設置する私立学校の校長 ②当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	学校法人山内学園寄附行為・役員名簿	

章	節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由
	(3)	理事の選任は、私立学校法及び学校法人の寄附行為の定めるところによる。	3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2つ以上兼務していない。	○	理事長履歴書	
			4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4つ以上兼務していない。	○	理事名簿・履歴書	
			5) 理事は、理事及び監事のうちにその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	○	理事名簿	
			6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めている。	○	学校法人山内学園寄附行為	
			7) 外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を2名以上選任している。	○	理事名簿	
	(4)	学校法人は、理事会の機能強化のために、理事へ適切な情報提供や研修機会の提供などを行うことが求められる。特に外部理事は、組織運営体制へのチェックの機能を果たすとともに、その知見を適宜活用していくことが求められる。	1) 理事長及び理事会執行担当者は、外部理事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行っている。	○		
			2) 全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を周知している	○	理事会において外部の研修会の案内をしている。理事会議事録	
2.	監事機能の充実					
	(1)	監事は、学校法人の管理運営を適正に行うために重要な役割を果たすものであり、その機能の充実を図らねばならない。	1) 監事は、業務及び財務状況を監査し、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表している。	○	監査報告書	
			2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任を負うことを理解している。	○	理事会議事録	
			3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解している。	○	学校法人山内学園寄附行為	
			4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べている。	○	監査報告書・理事会議事録	
			1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、理事会の合意に基づいている。	○	理事会議事録	
			2) 理事長は、寄附行為に基づき評議員会の同意を得て監事を選任している。	○	評議員会議事録	

章	節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由
	(2)	監事の選任は、私立学校法及び学校法人の寄附行為の定めるところによる。	3) 監事を2名以上置いている。	○	監事名簿	
			4) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4つ以上兼務していない。	○	監事名簿・履歴書	
			5) 監事及び理事には、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていない。	○	監事名簿	
			6) 監事は、当該学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していない。	○	監事名簿・履歴書	
	(3)	監事監査基準については、監事の職務機能である理事及び理事会並びに理事長等の業務執行者への牽制機能をより実効性あるものとするため、その基準を明確化し、周知する。	1) 監事機能の強化のため、監事監査基準及び関連規則を策定している。	○	学校法人山内学園監事監査規程	
			2) 重点監査項目を盛り込んだ具体的な監査計画を定め、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成している。	○	監査報告書	
	(4)	学校法人は、監事機能の実質化と監事の資質向上のために、三様監査の整備や監事への研修機会の提供と充実を図る。	1) 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えている。	○	監事会	
			2) 内部監査委員会を設け、監事との連携体制を確立している。	○	香蘭女子短期大学内部監査実施内規	
			3) 監事、独立監査人及び内部監査委員の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図っている。	○	監事会	
			4) 監事に対し、研修機会を提供している。	○	監事研修会等	

章	節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由
	3.	評議員会機能の充実				
	(1)	評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っている。この機能が十分に果たされるよう、評議員会の適切な運営を行う。	1) 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聞いている。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び重要な資産の処分に関する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	○	評議員会議事録	
	2)		評議員の評議員会への実出席率の向上に努めている。	○	評議員会議事録	
	3)		評議員会は必要な時間を十分に確保し、幅広い意見を取り入れられるよう努めている。	○	評議員会議事録	
	(2)	評議員会は諮問機関ではあるが、学校経営の充実発展のため、その責務を果たすものである。	1) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる寄附行為に明記され、周知されている。	○	学校法人山内学園寄附行為	
	(3)	評議員の選任は、私立学校法及び学校法人の寄附行為の定めるところによる。	1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されている。 ①当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ②当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	評議員名簿	

章	節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由	
			2) 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めている。	○	評議員名簿		
			3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の二倍を超える数を選任している。また、欠員が出た場合は、速やかに補充している。	○	評議員名簿		
第3章	1.	短期大学の役割の明確化と自己点検・評価の強化					
	(1)	短期大学は、法人の掲げる建学の精神に基づき独自の教育目的を掲げている。また、ステークホルダーに対し育成する具体的な人材像を明確にするためにも、それぞれの教育分野に基づき、学習成果、3つのポリシー（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を定め、周知する。	1) 学習成果を明示し、内外に周知している。	○	報告書・ウェブ・学生便覧・シラバス等		
			2) 卒業判定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者に関する受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知している。	○	報告書、ウェブ、学生便覧、シラバス、募集要項等		
	(2)	短期大学は、安定した学校運営を行うため、自己点検・評価を充実させることが求められる。また、法令に基づき認証評価を受け、その評価結果をふまえた中期的な計画を策定する。	1) 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けている。	○	短期大学認証評価		
			2) 定期的に自己点検・評価を行っている。	○	報告書（令和5年6月）		
3) 中長期計画の短期大学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載している。			○	山内学園中期計画			
2.	学長のリーダーシップと教員組織の充実						
(1)	学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としている。特に私立大学・短期大学においては、教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、建学の精神に基づき、教育目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、もって短期大学の向上・充実に	1) 学長は、学校法人が定める規則等に基づき、的確な人材が選任されている。	○	学長選考規程			
		2) 学長は、建学の精神及び短期大学の教育目的を理解し、それに照らした運営に努めている。	○	報告書 p91			

章 節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由
(2)	学長が的確な判断をするためには、教授会をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠である。短期大学の向上・充実のためには、状況に応じた学長の補佐体制と、教授会をはじめとする教員組織を整える。	1) 短期大学には学長のほか、必要に応じて教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を置き、適切な運営体制である。	○	組織図（報告書 p6）、専任教員所属表	
		2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べている。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	○	代表教授会議事録	
3.	教職員の資質向上				
(1)	短期大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、優秀な教職員を確保し、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要である。そのため、短期大学は、教職員の資質向上に努めなければならない。	1) 教員に対してFD（ファカルティ・ディベロプメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行している。	○	FD・SD委員会規程及び同議事録、研修記録	
		3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されている。	○	FD・SD委員会議事録、FD・SD委員会通信	
第4章 情報の公開と公表	1.	情報公開と発信			
	(1)	学校法人は、私立学校法に基づき、毎年会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿を作成する。また、寄附行為と併せて、それらを閲覧できるようにする。	1) 学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開している。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤監事による監査報告書 ⑥役員名簿 ⑦寄附行為 ⑧役員報酬の基準	○	ウェブ、備え付け閲覧用資料
		2) 1)の情報については、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしている。	○	ウェブ、備え付け閲覧用資料	

章	節	概要	項目	実施状況	実施概要（コンプライ）・証拠書類	実施しない理由
	(2)	短期大学は、公的な教育機関として、社会に対する責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、法令に基づき教育情報の公開を行う。	1) 短期大学は、下記の情報を公開している。 ①大学・短期大学の教育研究上の目的及び i)卒業認定・学位授与の方針、ii)教育課程編成・実施の方針、iii)入学者受入れの方針 ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学料その他大学・短期大学が徴収する費用 ⑨短期大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援	○	ウェブ（情報公開）	

※上記記載の『報告書』は『令和5年度自己点検評価報告書』を表す